

## 千葉県環境審議会関係法令

### 1 千葉県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会（以下「審議会」という。）の議事及び運営に 関し、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法律及び条例の定めるところにより、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 環境基本法（平成五年法律第91号）第43条第1項の規定により、知事の諮問に応じ、県の環境保全に関して、基本的事項を調査審議すること。
  - 二 公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）第6条第1項の規定により、知事が公害防止事業に係る費用負担計画を定める場合（同法第8条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
  - 三 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条 第3項の規定により、知事が農用地土壤汚染対策地域を指定する場合（同法第4条第1項の規定により当該地域の区域を変更し、又はその指定を解除する場合を含む。）又は同法第5条第5項の規定により、知事が農用地土壤汚染対策計画を定める場合（同法第6条第1項の規定により当該計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
  - 四 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第5条の3第2項の規定により、知事が指定ばい煙総量削減計画を定める場合（同条の3第6項の規定により当該 計画を変更する場合を含む。）に、その諮問に応じ、意見を述べること。
  - 五 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定により、県域に属する公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項について、その諮問に応じ、調査審議し、又は意見を述べること。
  - 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の3 第3項の規定により、県が廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更する場合に、その諮問に応じ、意見を述べること。
  - 七 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定により、温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。
  - 八 前各号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定により、その権限に属する事務。
- 2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができるものとする。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

(部会の設置等)

第4条 審議会に次の表の上欄に掲げる部会を置き、当該下欄に掲げる事務を所掌させる。

大気環境部会	1 大気環境の保全に係る重要な事項に関すること。 2 交通環境対策に係る重要な事項に関すること。 3 悪臭防止に係る重要な事項に関すること。 4 騒音防止に係る重要な事項に関すること。 5 振動防止に係る重要な事項に関すること。
水環境部会	1 水環境の保全に係る重要な事項に関すること。 2 地盤環境の保全に係る重要な事項に関すること。 3 土壌環境の保全に係る重要な事項に関すること。
廃棄物・リサイクル部会	1 廃棄物処理に係る重要な事項に関すること。 2 資源循環の推進に係る重要な事項に関すること。
自然環境部会	1 自然環境の保全に係る重要な事項に関すること。 2 自然公園に係る重要な事項に関すること。
鳥獣部会	1 野生鳥獣の保護及び狩猟に係る重要な事項に関すること。
温泉部会	1 温泉に関する重要な事項に関すること。
企画政策部会	1 環境保全に係る重要事項(他の部会の所掌に属するものを除く。)に関すること。

2 会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する部会以外の部会（次項に規定するものを除く。）を設置することができる。

3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

4 部会長は、部会を開催しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を当該部会に属する委員に通知するものとする。

(諮問の付議)

第5条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条の規定により設置した適当な部会に付議することができる。

(部会の決議)

第6条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適當と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議するものとする。

3 会長は、第1項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(書面による審査)

第7条 会長又は部会長は、必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、会議の議決に代えることができる。

2 前項の場合において、指定期日までに到着しない意見書は、議決の数に加えないものとする。

(関係者からの意見の聴取等)

第8条 会長又は部会長は、必要と認めるときは、審議会又は部会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 審議会及び部会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会又は部会の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 会長又は部会長は、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴人の数の制限その他必要な制限を加えることができる。

(会議録)

第10条 審議会及び部会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

2 審議会及び部会の会議録は、公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、審議会又は部会の決定により会議録の全部又は一部（発言者の氏名を含む。）を公開しないことができる。

(特別委員及び専門委員)

第11条 特別委員の任期は、当該関係行政機関の職にある期間とする。

2 専門委員は、当該特別の事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関するものに限り会議に加わり、議決することができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の議事及び運営に関する必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この規程は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成14年6月14日から施行する。

2 平成14年6月13日以前に開催した審議会については、第9条第1項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、平成15年7月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年7月12日から施行する。

## 2 環境基本法

(都道府県の環境保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第43条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

## 3 水質汚濁防止法

(都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等)

第21条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べることができるものとする。

2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第43条第2項の条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする。

## 4 水質汚濁防止法施行令

(法第21条第2項の政令で定める基準)

第7条 法第21条第2項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この条において「審議会等」という。)が法第21条第1項の事務を行う場合には、審議会等を組織する委員又は当該委員とともにその事務を行う臨時委員その他の特別の委員に、国の関係地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員(次号において「国の関係地方行政機関の長等」という。)を含むことができること。

二 審議会等に法第21条第1項の事務に係る事項について調査審議する部会その他の合議制の組織を置く場合には、当該合議制の組織の委員に、国の関係地方行政機関の長等を含むことができること。

## 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(都道府県廃棄物処理計画)

第5条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 6 自然環境保全法

(都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第51条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 第1項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

## 7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

(鳥獣保護事業計画)

### 第4条第3項

都道府県知事は、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。

（以下略）

## 8 温泉法

（審議会その他の合議制の機関への諮問）

第28条 都道府県知事は、第3条第1項、第4条第1項（第9条第2項において準用する場合を含む。）、第7条（第9条第2項において準用する場合を含む。）、第9条第1項又は第10条第1項の規定による処分をしようとするときは、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

## 9 千葉県行政組織条例

（組織等）

第29条 前条第1項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第3のとおりとする。

2 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第4のとおりとする。

（会長及び副会長）

第30条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が、あらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(委員の任命等)

第31条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第32条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第33条 附属機関は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもって当該附属機関の議決とすることができます。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(会議の運営)

第34条

この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規則への委任)

第35条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、顧問又は参与を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

別表第4（抜粋）

附属機関名	組織	構成	定数	任期
千葉県 環境審議会	会長 副会長 委員	1 県議会議員 2 学識経験を有する者 3 住民の代表者 4 市及び町村を代表する者	47人以内	2年

備考

5 千葉県環境審議会とは、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関及び環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。

## 10 千葉県組織規程

### （特別委員等）

第149条 条例第35条第1項の規定により、附属機関に次の表のとおり特別委員等をおく。

#### （抜粋）

附属機関名	特別委員等	特別委員の構成	特別委員等の担任事務
千葉県 環境審議会	特別委員	関係行政機関の職員	公共用水域の水質の汚濁に関する主要事項について調査審議すること。
	専門委員	専門の事項について知識を有する者	専門の事項について調査審議すること。
	臨時委員	知事が適当と認める者	特別の事項について調査審議すること。

2 前項に規定する特別委員等は、知事が任命又は委嘱する。

### （附属機関の庶務）

第150条 次の表上欄に掲げる附属機関の庶務を処理する機関は、同表下欄に掲げるとおりとする。

#### （抜粋）

千葉県環境審議会	環境政策課	環境生活部
----------	-------	-------

## 1.1 千葉県情報公開条例

### (会議の公開)

第二十七条の三 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で当該附属機関及びこれに類するものにおいて公開しないことと決定したときは、この限りでない。

- 一 不開示情報が含まれる事項について、調停、審査、審議又は調査等が行われる場合
- 二 公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合